

岩手県告示第306号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定試験機関の名称	主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地		変更しようとする年月日
	変更前	変更後	
財団法人行政書士試験 研究センター	東京都千代田区日比谷公園1 番3号	東京都千代田区一番町25番地	平成24年4月23日